

# 東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務 公募型プロポーザル実施に係る手続開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（技術提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

令和5年10月10日

山口県知事 村岡 嗣政

## 1 目的

本県では、本年3月に「東部地域産業振興センター（仮称）整備基本計画」を策定し、岩国市役所等の近隣施設との連携、一体的な運用を可能とするため、岩国市今津町（現商工会議所敷地）に産業振興センターを整備することとした。

整備にあたっては、事業者への支援をより効果的に行う観点から岩国商工会議所と合築すると共に、基本コンセプトとなる次の3つの中核機能を実現するため、6つの機能を有する施設を整備することとしている。

### (1) インキュベーション・オープンイノベーション機能

- ① 創業・スタートアップ支援機能
- ② 知的交流支援機能

### (2) DX支援機能

- ③ 先進技術導入支援機能
- ④ 人材育成機能

### (3) 県産業支援機関のランチ機能

- ⑤ 山口県産業技術センター（技術向上・研究開発支援機能）
- ⑥ やまぐち産業振興財団（業務改善・販路開拓・新分野進出等支援機能）

設計にあたっては、事業者、起業家、研究者等、多様な主体が交流し、新事業開発やマッチングを促進するオープンイノベーションの場を計画することに加えて、利用者の利便性やセキュリティを確保した上で、入居企業等の規模や様々な利用形態に応じた可変性を有する企業入居スペースを計画することが求められる。

また、商工会議所及び県産業支援機関等の入居機関に対する円滑な意見集約や、隣接施設的环境に配慮した工事期間中の各種対策や安全性の確保なども要求される。

以上のことから、本業務においては、技術力や経験及び業務体制などを含めた総合的な能力を評価して受託者を特定するプロポーザル方式を採用することとし、その手続について必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名：東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務
- (2) 業務内容：東部地域産業振興センター（仮称）の基本設計及び実施設計業務
- (3) 履行期間：契約日の翌日から令和7年8月末まで

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、共同企業体（2者で構成するもので、その出資比率がいずれの構成員も35パーセント以上であるものに限る。）とし、構成員は次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) この手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者ではないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- (3) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和4年山口県告示第365号）の二の(一)の規定により格付された一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）が、公告日時点において、建築関係建設コンサルタント業務の等級区分A等級であること。
- (4) 競争入札参加資格の建設工事に係る通知を受けていないこと。
- (5) 主たる営業所を山口県内に有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を山口県内で受けていること。
- (6) この手続において、共同企業体の構成員として重複していないこと。

## 4 手続及び日程

このプロポーザルの手続及び日程は以下のとおりとする。

### (1) 関係資料の交付

#### ①資料名

- (ア) 手続開始の公告の写し
- (イ) プロポーザル説明書
- (ウ) 東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務プロポーザル  
審査評価基準
- (エ) 建築設計業務委託特記仕様書（案）
- (オ) 配置図
- (カ) 東部地域産業振興センター（仮称）整備基本計画
- (キ) 【参考】諸室一覧表

- (ク) 業務内容質問書【様式1】
- (ケ) プロポーザル参加表明書作成要領
- (コ) 参加表明書【様式2】
- (サ) 技術提案書作成要領
- (シ) 技術提案書【様式3】
- (ス) 参加資格申請について
- (セ) 共同企業体参加資格審査申請書【様式4】
- (ソ) 誓約書【様式5】
- (タ) 共同企業体協定書【参考様式】

②交付期間 令和5年10月6日(金)から令和5年11月10日(金)まで

③交付方法 山口県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。

(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/228962.html>)

## (2) 参加表明書の提出

- ①提出期限 令和5年10月31日(火)午後4時(必着)
- ②提出場所 7(1)の担当部局
- ③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。)

## (3) 技術提案書及び参加資格審査申請書の提出

- ①提出期限 令和5年11月10日(金)午後4時(必着)
- ②提出場所 7(1)の担当部局
- ③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。)

## (4) プロポーザルの特定

審査委員会が審査評価基準に基づいて参加表明書及び技術提案書等の審査を実施し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として特定する。

## (5) 委託候補者特定の通知

(4)において特定された委託候補者に対し、書面によりその旨を通知する。  
なお、委託候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

## (6) 契約

### ①契約交渉

審査委員会が特定した委託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、その者と本件業務の契約交渉を行う。

ただし、契約交渉が成立しない場合及び特定した者に事故等があり見積書の徴取が不可能となった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

### ②契約金額

契約金額は、技術提案書に提示された見積価格(消費税抜き)以内とする。

ただし、契約に際し、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

## 5 プロポーザルの特定基準

	評価項目	評価事項	配点
客観的評価	1. 提案者の実績（業務経歴等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所の同種・類似業務の実績</li> <li>・事務所の建築設計委託業務成績評定の実績</li> <li>・管理技術者の同種・類似業務の実績、継続学習取組状況</li> </ul>	30点
	2. 設計体制（技術者等の経験と能力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する技術者の資格、実績、継続学習取組状況</li> <li>・構造担当者の資格、継続学習取組状況</li> <li>・電気・機械設備担当者の資格及び実務経験</li> </ul>	25点
	3. 見積価格	・見積書の価格	5点
主観的評価	4. 計画に当たっての考え方		
	(1) 施設の特性に考慮した建築計画について	・技術提案の方策の的確性、独創性及び実現性等	20点
	(2) コストの縮減及び工事施工に係る考え方について	・技術提案の方策の的確性、独創性及び実現性等	10点
	(3) 円滑な業務の遂行に向けての考え方について	・技術提案の方策の的確性、独創性及び実現性等	10点
合 計			100点

詳細は別添「東部地域産業振興センター（仮称）整備設計業務プロポーザル審査評価基準」による。

## 6 審査委員会

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

（審査委員会名簿）

職 名	氏 名	備 考
総務部 管財課長	江崎 典司	委員長
産業労働部 産業政策課長	東 泰宏	産業（施設整備）
土木建築部 建築指導課長	兼崎 浩佳	建築
土木建築部 建築指導課 主幹	田村 昭広	設備（電気）
土木建築部 建築指導課 主幹	横尾 輝	設備（機械）

## 7 その他

### (1) 担当部局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班 (担当：小<sup>こ</sup>下<sup>しも</sup>、窪<sup>く</sup>川<sup>かわ</sup>、塩<sup>し</sup>山<sup>おやま</sup>)

電話：083-933-2216 FAX：083-933-2269

E-mail a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

(3) 詳細及び提出様式はプロポーザル説明書による。